

政策3.教育の健康

9 施策名 義務教育の充実

◎ 第2次基本構想での施策の方針

子ども達が将来の夢に向かって挑戦できる「知育、徳育、体育、食育」のバランスの取れた成長を促進し、「生きる力」を身に付ける教育を推進します。

また、学校教育を担う教員の資質向上を図りながら、小中一貫教育への取り組みやICT活用による学びの環境整備に努めます。

さらに、安全で安心して学べる教育施設の整備に努めます。

併せて、地域との連携により子どもたちの健やかな成長を図ります。

目的と施策の方針

対象

・児童、生徒

意図

・知・徳・体・食のバランスが整い、
生きる力が身につけている

成 果 指 標	単 位
A：標準学力検査(NRT検査)において全国標準値を50とした場合の児童・生徒の総合学力の平均値	学力偏差値
B：不登校の出現率（＝不登校生徒数／全児童・生徒数×100）	%
C：問題行動（いじめ、暴力等）の発生件数	件
D：体力テスト結果で「A～C」と判定される児童生徒の割合	%

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	52.4	成り行き値	52.4	52.4	52.4	52.4
		目標値	52.6	52.8	53.0	53.2
B	1.16%	成り行き値	1.2%	1.3%	1.4%	1.5%
		目標値	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%
C	7件	成り行き値	7件	7件	7件	7件
		目標値	6件	6件	5件	5件
D	72.3%	成り行き値	72.3%	72.3%	72.3%	72.3%
		目標値	72.5%	73.0%	73.5%	74.0%

◎ 成果指標の目標設定とその根拠

- A：総合学力の平均値の成り行き値は、平成26年度結果が維持できるものと考え、平成28年度以降各年度52.4と設定しました。目標値は、第2期の実績を踏まえ最も高かった平均値52.7%を計画年度内に超えるよう、学力充実の研究指定校制度や学力向上対策委員会の取組の更なる充実を図ることにより、平成28年度を52.6とし、以降各年度0.2ポイント増をめざし設定しました。
- B：不登校の出現率の成り行き値は、不登校者数の増加傾向、全国や熊本県の不登校状況を踏まえ、平成28年度以降を、平成26年度結果である1.16%から0.1%づつ増加すると設定しました。目標値は、各学校の取り組みや適応指導員、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー等の活用を充実させることで、平成28年度を1.0%とし、4年間で出現率を現状値から0.2ポイント減少で設定しました。
- C：問題行動を起こした児童・生徒数の成り行き値は、学校で豊かな心の育成に向けた取り組みをはじめ、学校と家庭の連携の成果もあり減少してきたが、児童・生徒の増加もあることから、平成26年度結果である7件としました。目標値は、厳しい現実もあるが、関係機関の専門的な連携の強化を図り組織的な取り組みを行うことで平成28年度を6人、以降2年毎に1人の減をめざし、平成31年度を5件と設定しました。
- D：体力テストでA.B.Cランク（平均値以上）と判定される児童生徒の割合の成り行き値は、平成26年度結果が維持できるものと考え、平成28年度以降各年度72.3%としました。目標値は、平成30年度までの小学校体育の社会体育への移行もあるが、これまでの実績値の推移と各学校の体力の実態から判断し、平成28年度を72.5%に、校長会をはじめ体育主任会で小中連携の取り組みを強化し、平成29年度以降各年度0.5ポイントの増をめざし平成31年度74.0%と設定しました。

◎ 施策の現状と今後の状況変化

- 宅地開発により、児童生徒数が増加しており、平成27年5月1日現在で、平成25年度に比べ特に合志南小学校は148人、西合志東小学校が51人、西合志南小学校が36人、合志中学校が83人、西合志南中学校が29人の増加となっています。校舎増築で対応していますが、今後も開発が続き、児童数が増加すると考えられます。
- 地域によって児童数が大きく異なり、最も少ないのが西合志第一小学校の74人、最も多いのが西合志東小学校の1,121人です。(平成27年5月1日現在)
- 学校給食センターの新設についても、新設校と合わせた検討が必要です。
- 新学習指導要領により、小学校、中学校の授業時間数増加に伴い、学力向上へ取り組み、標準学力検査による総合学力が上がっています。児童生徒の学力向上のため標準学力検査を実施し、結果を受け検証を行います。また、児童生徒の学習に対する意識やいじめを許さない意識の高まりは感じられますが、さらに学習能力を高めるための取り組みやいじめをなくす取り組みが求められます。
- 合志市の「教育基本計画」の実現のため年度ごとに「合志市教育努力目標」を定め、取り組みを行っています。
- 行政評価の中で教育委員会の自己点検・評価を行うとともに、外部評価委員会を設置し、教育に関する学識経験を有する者の知見の活用を図っています。
- 小中学校全校（10校）の研究指定を目指し取り組んでいます。なお、研究指定校の基礎学力は着実に伸びています。
- 問題行動は、徐々にではあるが確実に減少しており、全体として落ち着きが見られるようになりました。今後も取り組みの強化を図ることで、児童・生徒が落ち着いた学校生活が送れることが求められます。また、生徒指導ネットワーク会議による児童生徒の健全育成も図っています。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化が謳われ、教育委員会制度の改革による総合教育会議の設置により教育に関する「大綱」を首長が策定します。
- 体力も目標値には届いていませんが、少しずつ改善が見られ、各学校とも体育の授業のみならず休み時間などを利用した体力づくりを行っています。
- 不登校は、平成22年度は49人であったが、徐々に減少し平成24年度は、33人までに減少したが、平成25年度、平成26年度と増加し53人となっています。多くの生徒が登校できない状況にあるため、今後も取り組みの強化が求められます。

◎ 施策の課題

- 教育相談や適応指導教室等により、不登校傾向にある児童生徒の早期発見、早期対応が必要です。
- 幼保小中連携の強化を図り、支援の必要な児童生徒への対応が必要です。
- いじめ不登校対策委員会等の取り組みにより、積極的な生徒指導の推進と規範意識の向上が必要です。
- 新学習要領のねらいを踏まえた研究授業の推進と体制づくりが必要です。
- 体力向上のための共通実践化を図り全体的な底上げが必要です。
- 住宅開発等による児童生徒の増加に対応するため分離新設校の整備が必要です。また、児童・生徒の安心安全確保のため、老朽化した施設等（校舎、体育館、プール、グラウンド）の整備を計画的に進める必要があります。
- 給食センターと学校単独調理場が混在しています。単独調理場の老朽化及び分離新設校の給食センター化に伴い、給食のあり方を検討し、児童・生徒に安心、安全な給食を安定的に提供できる給食センターの整備が必要です。

◎ 第1期基本計画での施策の方針

教育委員会と地域との連携を強化し、共に生きる力をもつ人を育み、一人ひとりの個性が光り輝く学校教育の推進を図るため次の方針を設定します。

- 知、徳、体、食のバランスをとって、生きる力を身に付けます。
- 問題行動（いじめ、暴力等）の発生を抑制します。
- 標準学力検査の平均値をさらに高めるとともに、体力向上についても取り組みを強化します。
- 幼保小中連携による、児童生徒の健全育成を目指します。

協働によるまちづくりの具体策(市民と行政の役割分担)

ア)市民(事業所、地域、団体)の役割

- 保護者は、自宅学習の徹底と生活リズムの確立（早寝早起き朝ごはん運動、ノーテレビデー、ノースマホデー等）に努めます。
- 地域では、学校で習うことのできない地域文化・芸能等の伝承と子どもの見守りボランティアの実施、強化に努めます。
- 地域住民やコミュニティは、学校教育への協力（ゲスト・アシスタントティーチャー等）に努めます。
- 保護者は、PTA活動へ参加します。

イ)行政の役割(市がやるべきこと)

- 学校は、こどもの学力・体力の向上と豊かな心の育成を図ります。
- 市は、教育環境の整備（学校建築や大規模改造等）充実を図ります。
- 市は、市雇用の学校教育活動指導員、教育介護補助員、適応指導員、英語活動指導員、学校教育指導員の充実を図ります。
- 市は、教師の資質や児童生徒の生きる力を高める研究指定校の指定、市施策の浸透のための校長会議、教頭会議、教務主任会、研究主任会等を実施します。
- 市は、いじめ、不登校問題への対応のための生徒指導連絡会議、いじめ不登校対策委員会を定期的に開催します。
- 県は、教職員のレベルアップのための研修等を実施します。

施策の展開(施策の柱)

31.学力の向上

33.徳育の推進

35.食育の推進

32.指導力の向上

34.体育の推進

36.義務教育施設の整備

政策3. 教育の健康

10 施策名 生涯学習の推進

◎ 第2次基本構想での施策の方針

市民一人ひとりが自己の教養を高め、生きがいを持って豊かな人生を送ることができるよう、様々な学習の場を提供するとともに指導者育成にも取り組みます。

市民が安全に利用できる生涯学習施設づくりを進め、施設の効率的な運用に努めます。

目的と施策の方針

対象

・市民、市外からの通勤・通学者

意図

・生涯にわたって目標・目的を持って学習を行っている

成 果 指 標	単 位
A：目標・目的を持って、実際に生涯学習を行っている人の割合〔市民アンケート〕	%

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	30.2%	成り行き値	30.2%	30.2%	30.2%	30.2%
		目標値	35.0%	37.3%	39.7%	42.0%

◎ 成果指標の目標設定とその根拠

A：目標・目的を持って実際に学習を行っている人の割合について、成り行き値は、平成26年度の現状値に基づき、今後、高齢化による余暇時間を利用した学習やスポーツ、ボランティア活動が増えると考えられますが、社会情勢の不安定化、家族介護等の増加によるマイナス要因もあることから、平成26年度の実績値で推移するとして、平成31年度を30.2%に設定しました。目標値は、市民ニーズを反映した主催講座及び市民大学、女性セミナーの内容の充実、図書館活動の啓発に努めることで、機会の提供拡大を図っていきますが、マイナス要因として主催講座が施設の規模等に制約されることで、大幅な増加は見込めず、現状では35%前後を推移していることから、平成27年の目標値として設定していた42.0%を平成31年度に継続して設定しました。



◎ 施策の現状と今後の状況変化

- ・今後、高齢化が進むことや、市民ニーズを検証し内容の充実や機会の提供を増やすことで、学習に親しんだりボランティア活動に参加できる人が増えると予想されます。反面、高齢化が進むことで、家族介護等も増えることから余暇時間の減少も考えられます。
- ・各施設の老朽化が進み、維持管理費の増加が考えられます。特に野々島公民館、黒石市民センターは、昭和48年に開館しており、耐震化もされていないことから計画的な建替えを行います。
- ・司書業務の委託により、社会情勢の変化に対応したレファレンス*業務等図書活動の充実が求められます。

※レファレンス・・・図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務

◎ 施策の課題

- ・学習機会の提供では、施設使用の制約もあるが、講座・教室によっては募集人員に達していないものがあり、継続、休止、廃止の判断が難しい状況です。
- ・身障者パソコン教室など、受講者が少数の講座の開設が必要です。
- ・施設の老朽化により、雨漏れ等改修修繕に必要な経費の増加も予想されます。また、計画的に長寿命化や費用対効果を含めた改修、更新の検討が必要です。
- ・学校・家庭・地域が連携した子ども支援の取組みに向けた人材育成、機会の提供が必要です。

◎ 第1期基本計画での施策の方針

豊かな心をもつ人を育み、生涯にわたって生きがいを見つけられる生涯学習の推進を図るため、次の方針を設定します。

- ・市民が自ら生涯学習に取り組みやすい環境づくりとしての機会を提供します。
- ・豊かな心をもつ人を育み、生きがいを見つけられる生涯学習を推進します。
- ・学校・家庭・地域が連携した、子どもたちの良好な健全育成を図ります。

協働によるまちづくりの具体策(市民と行政の役割分担)

ア)市民(事業所、地域、団体)の役割

- 市民は、市主催事業や地域主催事業等の様々な事業に参加したり、指導者や講師として関わります。
- 市民は、学習意欲を持ち、自分のライフスタイルに合わせ自主的に取り組みます。
- 地域は、文化活動等や各種講座、学習会を開催します。
- 団体は、自主的に活動を行います。

イ)行政の役割(市がやるべきこと)

- 市は、市民の変化する多様なニーズを捉えた各種講座・教室等の開催と支援を行います。
- 市は、活動拠点となる各施設の計画的な整備と適正な管理運営を行います。

施策の展開(施策の柱)

37.学習の啓発と参加機会の提供

38.生涯学習団体の育成

39.生涯学習施設(環境)の整備

政策3. 教育の健康

11 施策名 生涯スポーツの推進

◎ 第2次基本構想での施策の方針

市民一人ひとりのライフステージに合わせて、いつでも、気軽にスポーツに取り組むことができる環境づくりに努めます。

また、計画的な施設の改修に努め、快適に利用できる施設づくりを推進します。

目的と施策の方針

対象

・市民

意図

・生涯にわたって目標・目的を持って、スポーツを行っている

成 果 指 標	単 位
A：目標・目的を持ってスポーツを行っている人の割合[市民アンケート]	%

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	34.4%	成り行き値	34.5%	34.7%	34.9%	35.1%
		目標値	35.0%	37.0%	39.0%	41.0%

◎ 成果指標の目標設定とその根拠

A：目標・目的を持ってスポーツを行っている人の割合の成り行き値は、アンケート結果の推移から微増すると考え平成31年度を35.1%と設定しました。目標値は、市民の健康づくり事業の推進に伴い、平成27年度から各地域において、ラジオ体操の普及に努めており、平成28年度以降には、徐々に健康志向の高まりによりスポーツに取り組む市民の割合の増加が期待できるとして、平成31年度は41.0%に設定しました。



◎ 施策の現状と今後の状況変化

- 目標、目的を持ってスポーツに取り組んでいる市民の割合は、全体的には、スポーツ人口は伸びているものの人口増加率に比べ少ないため、数値としては現れていません。

◎ 施策の課題

- 市民ニーズにあったスポーツやレクリエーションに参加できる機会の提供が必要です。
- 地域の普及促進を行うスポーツ推進員の養成が必要です。
- 老朽施設の計画的な改修が必要です。(安心安全に使用できる施設の整備)

◎ 第1期基本計画での施策の方針

- 身近な所で、誰でも気軽にスポーツに取り組める環境を整備します。
- ラジオ体操の普及により、健康増進や体力向上等、スポーツに取り組みやすい環境づくりを促進します。

協働によるまちづくりの具体策(市民と行政の役割分担)

ア)市民(事業所、地域、団体)の役割

- 市民は、区の行事計画に併せ、スポーツ大会、レクリエーション大会をコーディネートできる体育部長等の地域リーダーを育成する体制づくりを行います。

イ)行政の役割(市がやるべきこと)

- 市は、各地域で企画立案する際のアドバイザー的活動が出来るよう職員及びスポーツ推進委員の活用を行います。

施策の展開(施策の柱)

40.スポーツの啓発と参加機会の提供

41.スポーツ団体の育成

42.スポーツ施設(環境)の整備



政策3. 教育の健康

12 施策名 人権が尊重される社会づくり

◎ 第2次基本構想での施策の方針

人権を尊重するための意識の高揚を図り、一人ひとりの人権が大切にされ、差別のない住みよいまちをつくるため、積極的な人権教育及び人権啓発に努めます。

また、個性を認め合い、尊重し合える社会をめざす男女共同参画社会づくりへの理解を深める取り組みを継続的に推進します。

目的と施策の方針

対象

・市民

意図

・人権が尊重されている

成 果 指 標	単 位
A：過去1年間で人権侵害を受けたと思っている人の割合[市民アンケート]	%

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	14.6%	成り行き値	14.6%	14.6%	14.6%	14.6%
		目標値	14.3%	14.0%	13.7%	13.4%

◎ 成果指標の目標設定とその根拠

A：過去1年間で人権侵害を受けたと思っている人の割合について、成り行き値は、平成26年度の実績を踏まえて、平成31年度で14.6%と設定しました。

前期総合計画に引き続き、講演会、研修、学習会等による人権啓発活動の推進、「人権教育推進協議会」各部会による啓発の推進、人権相談体制の充実により、人権問題への理解が深まると考え、目標値を平成31年度で13.4%と設定しました。



◎ 施策の現状と今後の状況変化

- 平成26年度に人権教育・啓発基本計画の見直しを行いました。今後、計画に基づく講演会、研修会や学習会等を通して、人権問題に対する認識が深まっていくと考えられます。
- ハンセン病問題基本法が平成20年6月に成立しました。
- 平成20年11月に実施された「ハンセン病市民意識調査結果」では、菊池恵楓園の認識度が低いと報告されています。
- 平成21年10月、菊池恵楓園将来構想検討委員会で将来構想を策定しました。
- 他地域からの転入により人口が増える中で、平成25年度に実施した「人権意識に関する市民アンケート調査」から人権に関する意識も多様になってきていることが伺えます。
- インターネットの普及に伴い、ネット上での誹謗中傷などの人権侵害が増えていますが、今後も増加すると考えられます。

◎ 施策の課題

- 講演会、研修会、学習会等を通じた市民一人ひとりの人権意識の向上を図ります。
- 関係団体との連携促進と、人権教育・啓発の推進を図ります。
- 市人権教育・啓発基本計画に基づいた一つひとつの課題を、今後も啓発等を通して認識を深めていきます。
- 菊池恵楓園の将来構想に基づく市民への学習機会の提供を図ります。

◎ 第1期基本計画での施策の方針

人権に関する理解と人権感覚を育てる取り組みにより、自分の人権を守り、他者の人権を守るという意識を養うとともに、生きる力としての人権感覚をもつ人を育み、人権が尊重され、あらゆる差別のないまちづくりの推進を図るため、次の方針を設定します。

- 市人権教育・啓発基本計画に基づき、人権を尊重する意識を高揚し、人権問題（同和問題、ハンセン病問題、子ども、女性、高齢者、障がい者、外国人、SNS、LGBT性的少数者の問題、その他様々な人権問題）の解消を引き続き図ります。
- すべての市民が人権問題を自らの問題として認識し、解決に向けて行動します。

協働によるまちづくりの具体策(市民と行政の役割分担)

ア)市民(事業所、地域、団体)の役割

- 市民は、人権について理解を深め、人権を尊重し、近隣住民とのコミュニケーションを図ります。
- 事業所は、一人ひとりの人権を尊重し、人権について正しい理解と認識を深めるための学習機会を設けます。
- 事業所は、相談窓口等の人権を尊重するための仕組みを充実します。
- 地域・団体は、人権意識を高めるために、継続的な人権学習に取り組みます。
- 事業所、地域、団体は、女性の役職登用を進めます。
- 事業所は、男女が共に働きやすい職場づくりに努めます。
- 市民、地域、団体は、男だから、女だからという旧来からの固定的な意識や考えを見直します。

イ)行政の役割(市がやるべきこと)

- 市は、市民への人権教育啓発を関係機関と連携して進めます。
- 市は、社会、学校教育での人権学習、交流機会を提供します。
- 市は、関係機関と連携して人権相談の充実を図ります。
- 市は、人権学習を行う地域・団体への活動を支援します。
- 市は、児童相談所、警察、民生委員、学校、その他関係機関との連携による虐待防止対策にさらに取り組みます。

施策の展開(施策の柱)

43.人権尊重についての理解と相談体制の充実

44.人権教育啓発活動実践の推進

45.男女共同参画社会の実現

政策3.教育の健康

13 施策名 歴史・伝統・文化を活かした郷土愛の醸成

◎ 第2次基本構想での施策の方針

地域の伝統・文化・芸能を知り学ぶことを通して、郷土を知り、郷土を誇りに思う市民の郷土愛の醸成に努めます。

また、古くから語り伝えられてきた伝統・文化・芸能は市民の宝であり、伝承していくための後継者育成に取り組みます。

目的と施策の方針

対象

・市民や市の出身者

意図

・合志市の歴史、伝統文化に対する愛着や誇りを持つ

成 果 指 標	単 位
A：合志市の歴史、伝統文化に触れている市民の割合〔市民アンケート〕	%
B：合志市を郷土として愛着を感じていると答えた市民の割合〔市民アンケート〕	%
C：合志市を郷土として誇りを持っていると答えた市民の割合〔市民アンケート〕	%

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	48.7%	成り行き値	48.7%	48.7%	48.7%	48.7%
		目標値	49.3%	49.9%	50.5%	51.1%
B	72.0%	成り行き値	72.0%	72.0%	72.0%	72.0%
		目標値	72.5%	73.0%	73.5%	74.0%
C	61.1%	成り行き値	61.1%	61.1%	61.1%	61.1%
		目標値	61.4%	61.7%	62.0%	62.3%

◎ 成果指標の目標設定とその根拠

- A：合志市の歴史、伝統文化に触れている市民の割合の成り行き値は、全体人口の増加率に比べ極端な増減はないため、平成26年度の実績値で推移すると設定しました。目標値は、資料館での特別展やまちめぐりふるさと探訪バスなどの充実に努め、文化財や伝統芸能の周知を図り、伝統文化である祭り等の支援を行うことと過去の実績値（伸び率）を踏まえて、平成31年度は51.1%に設定しました。
- B：合志市を郷土として愛着を感じていると答えた市民の割合の成り行き値は、全体人口の増加率に比べ、極端な増減はないため、平成26年度の実績値で推移すると設定しました。目標値は、現状でも72.0%と水準は高いと考えますが、今後も指定文化財の掘り起こしや啓発に努めていくことで、郷土の再発見をしてもらう機会が増えることと、過去の実績値（伸び率）を踏まえて、平成31年度は74.0%に設定しました。
- C：合志市を郷土として誇りを持っていると答えた市民の割合の成り行き値は、全体人口の増加率に比べ、極端な増減はないため、平成26年度の実績値で推移すると設定しました。目標値は、現状では61.1%の人が誇りを感じており、子どもたちが地域や学校で歴史や伝統文化に触れ合う機会を設け、理解を深めてもらうことで、子どもたちを含め地域でも誇りを持ってもらえることと、過去の実績値（伸び率）を踏まえて、平成31年度は62.3%に設定しました。

◎ 施策の現状と今後の状況変化

- 歴史資料館と郷土資料館の統合に向け、両館の収蔵物調査を進め、収蔵、展示方法、出土品作業等の機能やあり方の検討が必要です。
- 文化財の標柱や案内板等が、老朽化による腐食や損傷が進んでおり、分かりづらくなってきています。
- 伝統的郷土芸能や歴史的祭りの保存・継承活動を行う団体の会員の高齢化により、存続も難しくなっています。

◎ 施策の課題

- 地域の文化財等を案内するボランティアガイドを育成します。
- 伝統文化や郷土芸能などを継承するための後継者を育成します。
- 新しい住民への地域や文化財等を紹介する啓発活動を行います。

◎ 第1期基本計画での施策の方針

- 地域で伝承されてきた伝統的郷土芸能や歴史的な祭りの保存活動を行う団体の継承者の育成を支援します。

協働によるまちづくりの具体策(市民と行政の役割分担)

ア)市民(事業所、地域、団体)の役割

- 市民は、昔から伝えられてきた行事などに参加することで、歴史、伝統文化を継承するとともに、新しい文化を創造し伝えます。
- 地域は、地域の歴史や伝統文化を守り、継承することによって住民間の連帯感を高めます。
- 企業や事業所は、地域行事に積極的に参加し協力をを行います。

イ)行政の役割(市がやるべきこと)

- 市は、文化財の保護、保存と施設の管理を適切に行います。
- 市は、文化財や施設について、市民への啓発に努め、活用促進を図ります。
- 市は、取り組んでいる地域の実情に応じた支援を行います。
- 市は、学校教育と連携した子どもたちへの啓発を行います。

施策の展開(施策の柱)

46.歴史・伝統文化(文化財を含む)の保護と継承

